民事訴訟における控訴の意思決定メカニズム :経済学的モデルと裁判データに基づく分析

Decision-Making Mechanisms of Appeal in Civil Litigation

: An Economic Model and Empirical Analysis Based on Judicial

Case Data

京都府庁 佐々木琉太郎 京都府立大学 伊藤敦,木戸茜 Kyoto Prefectural Office Ryutaro SASAKI Kyoto prefectural university Atsushi ITO, Akane KIDO

Keywords: Decision-Making Mechanisms, Appeal in Civil Litigation, Cost-Benefit Analysis

1. はじめに

本研究は、民事訴訟における原告の控訴をめぐる意思決定行動について検討する。わが国において、1 審判決に対して控訴される割合は一定程度存在するものの、控訴審における棄却率は75%を超えており、控訴の経済合理性には疑問が残る。それにもかかわらず、一定数の原告が控訴を選択しており、その背景には判決内容・費用・審理期間など、複雑な意思決定要因が存在しうると考えられる。

では、実際に原告は、どのような要因に基づいて控訴を決定しているのか?本稿では、この問いに応えるために、原告が控訴を決定する際に考慮する影響要因を明らかにすることを目的とする。まず、判決内容や代理人の有無などに基づく原告の控訴判断について、裁判制度や先行研究を参照しながらモデル化する。その際、訴訟事例および経済理論における意思決定モデルを参照しながら、原告の合理的判断を原告のインセンティブ問題として捉え直す。また、2022年12月から2023年12月までに日本の地方裁判所で判決が下された金銭訴訟2868件の裁判データを入手し、データセットを構築した。さらに、これらのデータを用いて定量的な実証分析を試みる。

2. 控訴の意思決定をめぐる分析枠組み 控訴の意思決定をめぐる分析枠組みとして費用

便益分析に基づく経済モデルを定義する。これは、Shavell (2004) の訴訟モデルを参照の上、構築しており、原告が訴訟を提起するか否かの判断を、期待利得と訴訟費用の比較に基づくモデルを前提として踏襲している(1)。

まず、1 審で訴訟を提起するかどうかは、以下 の条件によって決定されると仮定する。

$$P \cdot w > C \tag{1}$$

ここで、Pは原告が1審で勝訴する確率、wは請求額、Cは1審に要する総費用である。すなわち、訴訟の期待利得が費用を上回る場合、原告側に訴訟を提起するインセンティブが生じる。

一方、本研究の焦点である控訴においては、1審判決の結果と控訴審における期待利得、および控訴に要する追加的費用を比較して意思決定が行われると仮定する。それゆえ、原告が控訴を選択する条件は以下の通りである。

$$R_2 - (TC_1 + TC_2^f) > D_1 - TC_1$$
 (2)
ここで、 R_2 は控訴審における期待利得、 D_1 は
1審判決で認められた金額(認容額)、 TC_1 は 1
審にかかる費用、 TC_2^f は控訴審にかかる費用(原
告が想定する将来費用)である。

さらに、控訴審における期待利得 R_2 は次のように構成される。

$$R_2 = \overline{P^*} \cdot D_1 + (1 - \overline{P^*}) \cdot P_2 \cdot W + 0 \tag{3}$$

ここで、P*は控訴棄却率(控訴が退けられ1 審判決が維持される確率)、P2は控訴審での勝訴 確率である。第1項は控訴棄却時に得られる1審 認容額、第2項は1審判決が取消され新たに全 額が認容される場合の期待利得を意味する。

上述したモデルに基づき、以下ではこれらの要因が実際に原告の控訴行動に与える影響を実証的に検証する。

3. 分析手法と仮説設定

まず、民事訴訟における控訴の意思決定を、経済合理性に基づく選択行動として捉える。控訴の有無を従属変数とし、第一審判決に関する情報として、訴訟当事者の属性、事件の性質などを説明変数とする分析モデルを定義した。控訴は0または1の離散的変数であるため、主たる分析にはロジスティック回帰分析(logit model)を採用した。加えて、モデルの頑健性を確認するために、線形確率モデル(LPM)による推定も行った。以上を踏まえて、以下の仮説を設定した。

仮説 1 (経済的利得仮説):請求額が大きい原告 ほど、控訴する可能性は高い。→控訴審において 勝訴した場合に得られる期待利得が大きくなるた め、控訴の動機になると予想される。

仮説 2 (判決不満仮説): 認容額が小さく、請求額に満たないほど、控訴する可能性は高い。→ 控訴は、第一審判決に対する不満の表出とみなされるため、認容額割合(認容額の請求額に対する割合)が大きく、判決への満足度が高まると控訴インセンティブが弱まる。

仮説 3 (専門性仮説): 代理人弁護士がついている原告は、控訴する可能性が高い。→ 法的助言を受けた当事者は、控訴審の見通しに関する判断能力が高く、意思決定のコストが低下するため、控訴審の見直しを評価し、控訴を選択しやすい。

以上、控訴率を説明するための回帰モデルを設定し、各変数の効果と統計的有意性を検証した。

4. 結果

推定の結果、以下の関係が確認された。第1に、請求額の大きさは控訴確率に正の影響を示し、とりわけロジットモデルでは統計的に有意であり、仮説1と整合的な結果が得られた(p<0.10)。一方で、LPMでは、統計的には有意でなかったが、期待利得の増加と費用増という相反する作用を含むため、理論的には両義的であり、モデルにより推定結果が異なることは自然な帰結といえる。

第 2 に、第一審の認容額割合は控訴確率に有意な負の影響を示した(p<0.01)。判決への不満が小さいほど控訴インセンティブが弱まるという仮説 2 を支持する。

第3に、原告・被告の代理人弁護士の存在は控

訴確率に正の影響を持つ傾向があった。特に、原告側の弁護士の存在は有意な正の影響を示し (p< $0.05\sim0.10$)、仮説 3 を裏付けた。

第4に、原告が法人である場合は控訴確率が低く、被告が法人の場合は高くなる傾向がみられた。

第5に、不法行為事件である場合は、控訴確率 が低くなることが有意に確認された(p < 0.01)。 一方で、国家賠償請求事件では控訴確率が高くな ることが有意に確認された(p < 0.01)。

最後に、審理期間は控訴確率に正の影響を示した(*p*<0.01)。これは、既に時間コストを負担した原告が、訴訟経験を踏まえて結果の納得性を重視する傾向を反映していると考えられる。

なお、これらの傾向は、LPMによる補足推定でも方向性・有意性に大きな差がなく、モデルの頑健性を担保していることが確認された。

表 推定結果

サンプル全体

	logit model			LPM		
変数名	係数	z-value		係数	t-value	
定数項	-2.465	-6.732 **	**	0.113	3.695	***
請求額	0.056	1.654 *	*	0.006	1.833	
認容額割合	-1.995	-8.473 **	**	-0.132	-12.084	***
審理期間	0.848	5.147 **	**	0.094	5.058	***
原告弁護士有	0.358	1.850 *	*	0.036	2.446	**
被告弁護士有	0.776	3.871 **	**	0.040	3.213	***
原告が法人	-0.730	-5.008 **	**	-0.063	-4.562	***
被告が法人	0.212	1.402		0.012	0.922	
不法行為事件	-0.498	-3.830 **	**	-0.052	-4.198	***
国家賠償請求事件	0.851	2.914 **	**	0.139	2.741	***

(出所) 筆者作成.

5. おわりに

本研究は、民事訴訟における控訴の意思決定を 経済学的にモデル化し、裁判データに基づいてそ の要因を検証した。その結果、請求額が大きいほ ど控訴確率は上昇し、認容額割合が大きいほど控 訴確率が低下する傾向が確認された。また、弁護 士の関与は控訴を後押しする要因となっていた。 これらの知見は、控訴行動が合理的判断に基づく 戦略的選択であることを示唆し、制度設計におい ても当事者の納得性や費用構造を考慮した見直 しが求められる。とりわけ、控訴抑制策や訴訟費 用の透明化を検討する上で、本研究の知見は重要 な手がかりとなる。今後はより主観的な要因や訴 訟類型を組み込んだ分析が必要である。

(注)

(1) Steven Shavell, Foundations of Economic Analysis of Law, 2004, Belknap Press of Harvard University Press